

西条市 SDGsing メーカー開発業務
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和3年8月
西 条 市

西条市 SDGsing メーター開発業務の 委託先事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、西条市 SDGsing メーター開発業務の委託先事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

記

1 業務の目的

本市の地域ポイントである「LOVE SAIJO ポイント」を流通させるシステムである「西条市自治体サービスプラットフォーム」と情報連携し、市民及び事業者が同ポイントの取引目的に応じた SDGs 活動に対し、経済、社会、環境に加えて地域消費の4つの側面について個人及び市全体の活動状況を可視化することにより、市民全体の SDGs 活動の促進につながる仕組みを構築するものである。

本事業により、市民及び市内の事業者や団体等が一体となった SDGs 活動を推進するとともに LOVESAIJO ポイントと連携し、「ヒト」と「活動」が好循環する仕組みの実現を目指すものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

西条市 SDGsing メーター開発業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(3) 業務内容

別紙「西条市 SDGsing メーター開発業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）までとする。

(5) 委託上限金額

本業務の事業費上限額は、6,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）とする。

ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 支払い条件

本業務完了確認後の一括払いとする。

3 担当課

- (1) 担当部署 西条市役所総務部 ICT 推進課 ICT 推進係
- (2) 担当者 田中、植村
- (3) 所在地 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
- (4) 電話番号 0897-56-5151
- (5) FAX 番号 0897-52-1200
- (6) メールアドレス ictsuishin@saijo-city.jp

4 スケジュール

日時	内容
令和 3 年 8 月 10 日(火)	公示日
令和 3 年 8 月 18 日(水)	質問書の提出期限
令和 3 年 8 月 20 日(金)	質問書に対する回答
令和 3 年 8 月 24 日(火)	参加表明書提出期限
令和 3 年 8 月 25 日(水)	資格審査通知
令和 3 年 8 月 25 日(水)から 令和 3 年 9 月 7 日(火)まで	提案書受付期間
令和 3 年 9 月 8 日(水) 【予定】	プレゼンテーション日程通知
令和 3 年 9 月 14 日(火) 【予定】	プレゼンテーション
令和 3 年 9 月 15 日(水) 【予定】	審査結果通知
令和 3 年 9 月下旬	契約締結予定
契約締結後から 令和 4 年 3 月下旬 まで	システム開発 (テスト、実証運用、研修等を含む)
令和 4 年 4 月	システム本稼働

※ 市の都合により、スケジュールは変更する場合がある。

5 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体事業者または共同事業体とする。ただし、共同事業体の場合、(2)については共同事業体の構成員のいずれか者が満たしていれば足りるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申出書の提出期限までに本市の競争入札参加資格を有している者であること。
- (3) 西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 28 年西条市訓令第 10 号）によ

る入札参加資格停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する、暴力団員やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその構成員及びその統制の下にないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 国や地方公共団体、民間企業での同種・類似業務の実績があり、本業務を遂行する技術や能力を十分に有していること。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (10) 共同事業体の場合、当該プロポーザルにおいて1つの構成員は2つ以上の共同事業体の構成員となることはできない。
- (11) 共同事業体の吐合、構成員は単独で当該プロポーザルに参加することはできない。

6 参加申し込み

- (1) プロポーザル関係書類の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間 令和3年8月10日（火）～令和3年8月24日（火）
- イ 交付場所 西条市公式ホームページ
- ウ 交付方法 電子データ

- (2) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年8月24日（火）午後5時15分（必着）
- イ 提出場所 〒793-8601 西条市総務部 ICT 推進課
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで）
- エ 提出書類 次の（ア）～（カ）の順でA4サイズクリップ止め等とする。（ホッチキス止めはしない。）

- （ア）参加表明書（様式1-1）または
参加表明書（共同事業体用）（様式1-2）

- （イ）共同事業体の場合のみ

- ・ 共同事業体構成表（様式1-2-2）
- ・ 共同事業体にかかる委任状（様式1-2-3）
- ・ 共同事業体協定書（原本1部）

※ 構成員が西条市の競争入札参加資格を有していない者については、次の書類を併せて添付すること。

a 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金処分計算書）

b 納税証明書

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がない証明
- ・ 西条市内に本社(店)、支社(店)、または営業所を有する場合は、納期到来分までの市税全般について未納がない証明

(ウ) 西条市暴力団排除条例に関する誓約書（様式 2）

(エ) 会社概要書（様式 3）

(オ) 類似事業実績表（様式 4）

(カ) 業務の実施体制調書（様式 5）

オ 提出部数

- ・ 紙媒体各 1 部
- ・ PDF 形式データで格納した CD-R 等の電子記録媒体 1 部
（電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。また、ファイル名についてはデータ内容及び提出者が明確に分かるよう付すること。）

カ その他 提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担すること。
また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和 3 年 8 月 25 日（水）までに参加資格の審査結果について、参加申込みのあった全ての事業者へ電子メールで通知する予定である。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加を求める。

7 質問の受付

(1) 質問は、「質問書」（様式 6）により提出すること。なお、質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

ア 提出期限 令和 3 年 8 月 18 日（水）午後 5 時 15 分（必着）

イ 提出場所 〒793-8601 西条市総務部 ICT 推進課

ウ 提出方法 電子メールで、以下のアドレスへ送信すること。

（送信先アドレス） ictsuishin@saijo-city.jp

(2) 回答は、西条市ホームページ上で公開する。なお、本プロポーザルの募集要綱や仕様書に記載する内容の追加又は記載とみなす。

ア 回答日 令和 3 年 8 月 20 日（金）予定

イ 回答場所 西条市ホームページ

ウ 回答方法 電子データ

8 提案書等の提出期限等

(1) 参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類（以下「提出書類」という。）を期限までに提出すること。

ア 提出期限 令和3年9月7日（火）午後5時15分（必着）

イ 提出場所 〒793-8601 西条市総務部 ICT 推進課

ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 提出部数 提出書類 紙媒体1部

PDF形式で保存したCD-R等の電子記録媒体1部

(2) 提出書類

	書類名	摘 要
①	提案書	任意様式(A4版)とし、30ページ以内で作成すること。 提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述すること。 ※ 仕様書記載の提案について 仕様書記載の下記項番に掲げる機能要件等についての提案を記載すること。 3 ユーザ管理業務 4 SDGs 推進業務 5 自治体サービスプラットフォーム情報連携業務 6 構築要件 7 付帯要件 ※ その他提案について 本仕様書記載以上の提案がある場合には、併せて提案すること。 ※ スケジュールについて 本事業を実際に行うに当たっての、詳細スケジュール作成に関する具体的な手法や工夫についての提案
②	参考見積書	システム構築費用及びシステム運用費用月額（様式7） （共同事業体の場合は様式7-2）
③	その他	会社概要のパンフレット等

(提出書類作成に関する注意事項)

※ 紙媒体について

- ・ 日本工業規格 A 4 横書きとし、両面印刷で長辺 2 箇所綴じ（ファイリング）とすること。
- ・ ページ番号を付番し、文字サイズは 11 ポイント以上とすること。
- ・ パンフレット等のサイズは問わない。

※ PDF データについて

- ・ ①及び②について、それぞれ 1 ファイルのデータを生成すること。
- ・ ③については、紙媒体のパンフレットの場合はスキャン等により、PDF データ化すること。
- ・ ファイル名については、データ内容と提出者が明確に分かるよう付すること。

9 選定方法

(1) 本市が設置する選定委員会の委員が、評価基準により参加事業者を評価し、受託候補者を特定する。

(2) 選定委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションを実施する。

(3) プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。

ア 日時 令和 3 年 9 月 14 日（予定）とし詳細については別途連絡する。

イ 場所 場所等の詳細については別途連絡する。

ウ 人数 3 名以下

エ 時間 15 分間以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10 分程度）を行う予定である。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡する。

※ 同時期に別途実施する「西条市自治体サービスプラットフォーム構築業務」のプロポーザルについて併せて提案を行う者については、二つの業務について連続したプレゼンテーションを実施する。

その場合は、30 分以内のプレゼンテーションの後、20 分程度の質疑応答を行う予定である。

オ 機器 パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。

大型ディスプレイ(65 インチ程度)及び HDMI ケーブルについては、本市が準備する。

(4) 参加事業者の提案内容により、評価基準に基づき独立して参加事業者の提案の優劣を判定し、選定委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により参加事業者の中から一位の者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額の安価な者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、選定委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託候補者として選定す

る。

- (5) 各選定委員の持ち点を合算した値（満点）の6割を基準点とする。
- (6) 参加事業者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。
- (7) 選定における評価基準は別紙「西条市 SDGsing メーター開発委託業務提案評価基準」のとおりとする。
- (8) 選定委員会での選定は非公開とする。

10 審査結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、全ての参加事業者に書面（様式8）により通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により市長（ICT推進課）に対して説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く。）とする。

11 契約締結等

受託候補者として特定された者は、速やかに、本市と選定された提案内容を基に、本業務仕様書の内容について協議し、その内容を決定する。

内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。なお、協議に必要な資料については、受託候補者が作成するものとする。

また、受託候補者が何らかの理由により契約の締結ができなかった場合、次点の参加事業者と契約交渉を行うものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失

格であると認めた場合

1 3 その他

- (1) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面(任意様式)によりその旨を「3 担当課」まで提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、全額参加者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあった場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないこと。
- (4) 提出書類は原則として日本語を用いることとする。外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈(訳文等)を付記する。
- (5) 提出書類等の作成に用いる通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (6) 提出された提案書は返却しない。
- (7) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルは事業候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が別に定める。